

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社三企水道工業所  
 サンキスイドウコウギョウショ

住所 奈良市法華寺町665番地

代表者氏名 フリガナ 代表取締役 川崎 永美  
 カワサキ ノルミ

電話番号 0742-33-5331

FAX番号 0742-35-2319

メールアドレス [ksanki@ia2.itkeeper.ne.jp](mailto:ksanki@ia2.itkeeper.ne.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	レ
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	レ
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	レ
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社三企水道工業所  
住 所 奈良市法華寺町665番地  
代表者 氏名 代表取締役 川崎 永美



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	サンキスイドウコウギョウシヨ 株式会社三企水道工業所		
住 所	〒630-8001 奈良市法華寺町665番地		
フリガナ 代表者の氏名	カワサキ ノリミ 代表取締役 川崎 永美		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
・代表者の氏名 ・役員の削除 ・役員の追加	代表取締役 川崎 隆司 代表取締役 川崎 隆司	代表取締役 川崎 永美 取締役 川崎 和子	令和元年 月 日 令和元年 月 日 令和元年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

### 申請者

氏名又は名称 株式会社三企水道工業所  
住 所 奈良市法華寺町665番地  
代表者 氏名 代表取締役 川崎 永美



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良市法華寺町 665 番地  
株式会社三企水道工業所

会社法人等番号	1500-01-000879		
商 号	株式会社三企水道工業所		
本 店	奈良市法華寺町 665 番地		
公告をする方法	当会社の公告は官報に掲載する		
会社成立の年月日	昭和 31 年 2 月 7 日		
目的	1 水道衛生暖冷房其他諸配管並びにそれに附属する一切の業務に関する設計監督及び工事施工請負 2 土木建築及びそれに関連する一切の業務		
発行可能株式総数	5万6000株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株		
資本金の額	金 1000 万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。 平成 19 年 3 月 31 日設定 平成 19 年 4 月 13 日登記		
役員に関する事項	<u>取締役</u>	川 崎 隆 司	平成 27 年 3 月 31 日重任
	<u>取締役</u>	川 崎 隆 司	平成 27 年 4 月 6 日登記
	<u>取締役</u>	川 崎 隆 司	平成 29 年 3 月 31 日重任
	<u>取締役</u>	川 崎 隆 司	平成 29 年 4 月 13 日登記
	<u>取締役</u>	川 崎 隆 司	平成 31 年 3 月 31 日重任
	<u>取締役</u>	川 崎 隆 司	平成 31 年 4 月 19 日登記
			令和 1 年 9 月 11 日死亡
			令和 1 年 10 月 4 日登記

奈良市法華寺町665番地  
株式会社三企水道工業所

取締役	<u>川崎敏昭</u>	平成27年 3月31日重任
取締役	<u>川崎敏昭</u>	平成27年 4月 6日登記
取締役	<u>川崎敏昭</u>	平成29年 3月31日重任
取締役	<u>川崎敏昭</u>	平成29年 4月13日登記
取締役	<u>川崎敏昭</u>	平成31年 3月31日重任
取締役	<u>川崎敏昭</u>	平成31年 4月19日登記
取締役	<u>倉嶋克人</u>	平成27年 3月31日重任
取締役	<u>倉嶋克人</u>	平成27年 4月 6日登記
取締役	<u>倉嶋克人</u>	平成29年 3月31日重任
取締役	<u>倉嶋克人</u>	平成29年 4月13日登記
取締役	<u>倉嶋克人</u>	平成31年 3月31日重任
取締役	<u>倉嶋克人</u>	平成31年 4月19日登記
取締役	<u>川崎永美</u>	平成27年 3月31日重任
取締役	<u>川崎永美</u>	平成27年 4月 6日登記
取締役	<u>川崎永美</u>	平成29年 3月31日重任
取締役	<u>川崎永美</u>	平成29年 4月13日登記
取締役	<u>川崎永美</u>	平成31年 3月31日重任
取締役	<u>川崎永美</u>	平成31年 4月19日登記
取締役	<u>川崎和子</u>	平成31年 3月31日就任
		平成31年 4月19日登記

奈良市法華寺町665番地  
株式会社三企水道工業所

	奈良市法華寺町855番地 <u>代表取締役</u> 川崎 隆 司	平成27年 3月31日重任 ----- 平成27年 4月 6日登記
	奈良市法華寺町855番地 <u>代表取締役</u> 川崎 隆 司	平成29年 3月31日重任 ----- 平成29年 4月13日登記
	奈良市法華寺町855番地 <u>代表取締役</u> 川崎 隆 司	平成31年 3月31日重任 ----- 平成31年 4月19日登記
		令和 1年 9月11日死亡 ----- 令和 1年10月 4日登記
	奈良市法華寺町212番地の1 <u>代表取締役</u> 川崎 永 美	平成31年 3月31日就任 ----- 平成31年 4月19日登記
	<u>監査役</u> 川崎 寿 美 恵	平成27年 3月31日重任 ----- 平成27年 4月 6日登記
	<u>監査役</u> 川崎 寿 美 恵	平成31年 3月31日重任 ----- 平成31年 4月19日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成31年 4月19日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月25日移記

奈良市法華寺町 665 番地  
株式会社三企水道工業所

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 元年 10月 11日

奈良地方法務局

登記官

菊 池 寛 之



整理番号 ル191323

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 / 4

株式会社三企水道工業所

定 款



# 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第 1 条 当会社は、株式会社三企水道工業所と称する。

### (目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道衛生暖冷房其他諸配管並びにそれに附属する一切の業務に関する設計監督及び工事施工請負
2. 土木建築及びそれに関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良市 に置く。

### (公告方法)

第 4 条 当会社の公告は官報に掲載する。

### (機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、56,000株とする。

### (株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

### (株券の不発行)

第 8 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他的一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名捺印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他的一般承継人が、前項の請求書に第 12 条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）を提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

- 2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第 12 条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる。
- 3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前二項に準ずる。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された

議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(特定の株主からの自己株式の取得)

第 14 条 当会社は、株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

- 2 前項の場合、当会社は会社法第 160 条第 2 項及び同条 3 項の規定を適用しないものとする。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 15 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 16 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 17 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を使用することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 18 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

- 第 19 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

- 第 20 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。
- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第 21 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第 22 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 23 条 当会社の取締役は、3 名以上とする。

(選任及び解任の方法)

- 第 24 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使するこ

とができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

#### (任期)

第 25 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

#### (補欠取締役)

第 26 条 取締役の欠員等に備えて行う補欠の取締役の選任決議は、当該決議後 2 回目に開催する定時株主総会の開始の時まで効力を有する。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

#### (代表取締役及び役付取締役)

第 27 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により選定する。

- 2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

#### (取締役会の招集)

第 28 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (決議の方法)

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (取締役会の決議等の省略)

第 30 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合

において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

#### （取締役会議事録）

第31条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

#### （取締役会規程）

第32条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

#### （報酬等）

第33条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役

#### （員数）

第34条 当会社の監査役は、1名以上とする。

#### （監査役の監査の範囲）

第35条 監査役は、会計に関するものに限り監査を行う。

#### （選任及び解任の方法）

第36条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分

の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

- 第 37 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 棚欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

- 第 38 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

- 第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から当年 12 月 31 日までの年 1 期とする。



(剩余金の配当等)

- 第 40 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剩余金の配当を行う。
- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剩余金の配当を行うことができる。

(剩余金の配当の除斥期間)

- 第 41 条 剩余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第 7 章 附 則

(定款に定めのない事項)

- 第 42 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社三企水道工業所 の定款とする。

平成31年3月31日

奈良市法華寺町665番地

株式会社三企水道工業所

代表取締役 川崎 隆司



原本と相違ありません。

令和元年(2月23日)

株式会社三企水道工業所  
代表取締役 川崎 永美

